

平成21年度 第2回沖縄県公共工事入札契約適正化委員会 議事概要

開催日及び場所	平成21年10月30日 沖縄県庁11階第1・2会議室	
出席者氏名	幸喜 令信 安里 清榮 宮城 千春 宮里 節子 有住 康則 安藤 徹哉 野崎 四郎 小那覇 涼子	
審議対象期間	平成21年4月1日 ～ 平成21年7月31日	
再苦情処理件数	件数 0件	(備考)
入札審議件数	総件数 198件	
一般競争入札	5件	
共同企業体型	0件	
指名競争入札		
指名競争入札	164件	
随意契約	29件	
	意見・質問	
委員からの意見・質問、それに対する回答	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申の内容	なし	なし

**平成21年度第2回 沖縄県公共工事入札契約適正化委員会  
抽出事案一覧**

<b>一般競争入札</b>			
	工事名	工種	担当課・所
①	伊良部大橋橋梁整備第5期工事(下部工P17、P21、P30)	土木一式工事	土木建築部道路街路課
②	糸満漁港護岸・波除提及び埋立工事(第1工区)	土木一式工事	農林水産部漁港漁場課
③	中部合同庁舎ネットワーク機器移設工事	電気通信工事	企画部情報政策課

<b>指名競争入札</b>			
	工事名	工種	担当課・所
④	咲田橋改築工事	土木一式工事	土木建築部宮古土木事務所
⑤	那覇高校屋内運動場及び水泳プール改築工事(建築2工区)	建築一式工事	土木建築部施設建築課
⑥	佐和田漁港波除提及び防波堤工事	土木一式工事	農林水産部漁港漁場課
⑦	江崎第2地区導水路及び貯水池工事	土木一式工事	南部農林土木事務所
⑧	南部福祉保健所冷房機改修工事	電気工事	福祉保健部南部福祉保健所

<b>随意契約</b>			
	工事名	工種	担当課・所
⑨	南風原中央線街路改良工事(H21-1工区)	土木一式工事	土木建築部南部土木事務所
⑩	伊良部大橋橋梁整備第5期工事(桁製作設備損料その1)	土木一式工事	土木建築部宮古土木事務所

## 平成21年度 第2回沖縄県公共工事入札契約適正化委員会 議事概要

意見・質問	回答
<p><b>Q 1</b> 指名停止の運用に関して、各部間の連絡調整はどのように行われますか。</p>	<p><b>A 1</b> 各部で生じた事案は、まず当該部で審査のうえ指名停止措置を講じることになります。その後、他部に通知し、他部では通知を受けた段階で審査を行います。</p>
<p><b>Q 2</b> 例えば、農林水産部で指名停止期間中であっても、土木建築部の指名停止期間が終了していれば、土木建築部の工事には参加できると考えてよいですか。</p>	<p><b>A 2</b> はいそうです。 指名停止措置は部単位で行っており、対象工事も部単位のものとなります。</p>
<p><b>Q 3</b> 契約締結後、赤字を免れないという理由で工事続行不能届けを提出し指名停止となった事案について、予定価格の設定は適切だったか。その後、工事はどうなったのか説明してください。</p>	<p><b>A 3</b> 予定価格は、基準に基づき適正に積算された設計書を基に適正な価格を設定しております。 また、契約解除後は、当該工事について、指名競争入札を実施し、現在、別の業者により工事施工中です。</p>
<p><b>Q 4</b> この様な事態が発生した場合、損害賠償金を徴するのですか。</p>	<p><b>A 4</b> 契約金額の10%に相当する額の損害賠償金を徴するとともに、指名停止措置のペナルティーを課すこととなります。</p>
<p><b>Q 5</b> 指名停止の運用が縦割りで行われているという印象を受けますが、部に関係なく県全体として取り扱う考えはありませんか。</p>	<p><b>A 5</b> 現在のところ、工事の発注は各部単位で行っておりますので、発注する工事の指名競争入札に、指名業者として選定しないことについても、各部単位で判断し、各々の要領に基づき措置しています。</p>

**Q 6**

談合罪で裁判所から略式命令を受け指名停止となった事案に関し、談合に関与した他の業者は指名停止措置を受けないのですか。

**Q 7**

総合評価一般競争入札した「伊良部大橋橋梁整備第5期工事（下部工P17、P21、P30）」に評価項目として「施工上の課題」がありますが、具体的な内容を説明してください。

**Q 8**

「江崎第2地区導水路及び貯水池工事」は入札辞退が多数となっていますが、特殊な事情があるのならばそれを踏まえ何か対策ができないのでしょうか。

**Q 9**

積算単価はどのくらいの頻度で見直すのですか。また、本島と離島では単価に幅があるのですか。

**Q 10**

一般競争入札でも総合評価方式を適用しているものと、していないものがありますが、適用する場合としない場合の考え方があるのでしょうか。

**A 6**

指名停止等の措置に関する要領において、談合の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときは、指名停止を行うことになっています。

指名停止を行う際は、案件ごとに県警や労働基準監督署等の情報を確認し、指名停止審査会の審査を経て指名停止を行います。

**A 7**

海上施工の工法に関して「鋼管矢板井筒基礎の施工精度確保の方策について」という課題を出し、参加業者から課題に対する対応策を回答してもらいました。

回答内容が、「現場条件を踏まえておりの確」なものは0点、「現場条件を踏まえて的確に図られ、工夫が見られる」ものは10点、「現場条件を踏まえて的確に図られ、優れた工夫が見られる」ものは20点の評価点を設定しました。

**A 8**

今回の入札結果は全く予想していませんでしたので、事前に対策をとることは困難です。

**A 9**

工事の設計単価表は毎年4月と10月に改正しています。また、労務単価については、毎年度の国土交通省と農林水産省の調査に基づいて単価を設定しています。

単価は地区ごとに設定していますので、地区ごとに幅があります。

**A 10**

今年度、土木建築部においては、土木・建築工事については工事事業費が原則1億5千万円以上の工事、電気工事については5千万円以上の工事、管工事については8千万円以上の工事を総合評価適用対象工事としています。

また、その金額未満の工事であっても、積極的に総合評価を適用していくという方針があり、概ね100件程度実施する予定です。

農林水産部においては、昨年度は3件の工事に総合評価方式を適用しました。今年度は9件実施する予定です。

**Q 1 1**

「那覇高校屋内運動場及び水泳プール改築工事（建築2工区）」は、最低制限価格未満の入札が多数となっています。これは、多くの業者が最低制限価格未満でも工事ができるとの意思を示したものだと思いますが、県の設定額が高すぎたということはないですか。

**Q 1 2**

最低制限価格未満として一律に排除するのではなく、業者に制限価格未満の入札でも工事は適切に実施できることを示してもらい、それが確認できればその業者に請け負わせるという方法は考えられませんか。

**Q 1 3**

入札者の殆どが最低制限価格未満の入札となるケースはよくあることなのでしょうか。

**Q 1 4**

「伊良部大橋橋梁整備第5期工事（桁製作設備損料その1）」は契約した業者以外から見積もりをとる必要はなかったのですか。

また、当初の契約時に後年度分の費用も含めて契約することはできないのですか。そして、損料の二重支払いはありませんか。

**A 1 1**

予定価格は、統一の基準に基づいて積算された設計書を基に適正な価格を設定しています。

また、最低制限価格についても、設計書及び財務規則等に基づき適切に設定しています。

今回、最低制限価格未満の入札が多かったのは、今年1月に一部の工事で設計金額の事前公表を廃止したことや、今年4月に最低制限価格を予定価格の100分の65～100分の85から、予定価格の100分の70～100分の90に見直したこと、さらに、この工事に関して競争原理がより強く働いたことが要因ではないかと推測しています。

**A 1 2**

県では、ダンピング防止対策として、最低制限価格の設定と低入調査基準価格制度があります。

低入調査基準価格制度は、調査基準価格を下回る入札となった場合には調査を実施し、工事が適正に履行できるか確認して落札の可否を決定するもので、WTO案件と総合評価方式により競争入札を行う案件に適用しています。

また、これ以外のものについては、最低制限価格を設けて、制限価格未満の入札は落札できないという2つの制度があります。

**A 1 3**

沖縄県では、今年4月に公共工事の適正な施工の確保及び建設業の基盤の確保のため、また、地域経済が厳しい中、国土交通省の要請もあり、最低制限価格の設定範囲を見直し引き上げました。

また、今年1月に一部の工事で設計金額の事前公表を取り止めました。これらが、入札結果にどのように表れてくるのかなど、今後状況をみながら分析等を行っていきたいと考えています。

**A 1 4**

本件の様に、当初の工事で仮設した製作設備を、後に発注する工事でも引き続き利用する場合は、土木工事積算要領の「仮設物を継続して使用する場合の取り扱い」において、仮設物に係る損料を仮設物の所有者と随意契約することになっています。

また、損料は、積算要領に基づき当初工事と後発注工事とを明確に区分して計上していますので、二重支払いはありません。

**Q 1 6**

「糸満漁港護岸・波除堤及び埋立工事（第1工区）」の入札参加資格要件の中で「経常建設共同企業体として登録されている者及びその構成員は参加できない」とありますがそれはどのような意味でしょうか。

**A 1 6**

経常建設共同企業体は、中小建設業者の育成・振興を図ることを目的として結成されるものです。

また、特定建設工事共同企業体は大規模かつ技術難易度の高い工事の安定的施工を図ること等を目的として工事毎に結成されるもので、両者は結成の趣旨を異にしています。

このため、特定JVを入札参加資格要件とする工事に、経常JVとして登録されている者及びその構成員は参加することはできません。